

2019年10月21日

東京エムオウユウ事務局

パナマが正式メンバーとして承認 —東京MOU第30回PSC委員会—

東京MOUは、10月14～17日にマーシャル諸島・マジュロにおいてPSC委員会（議長：Mr. Alex Schultz-Altman（豪州））を開催し、パナマを21番目の正式メンバーとして承認しました。同委員会の主な審議概要等は、以下のとおりです。

1. 参加国等

（加盟当局）豪州、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パプアニューギニア、ロシア、シンガポール、タイ、ベトナム

（準加盟当局）パナマ（今回の会合で加盟当局として承認）

（オブザーバー）マカオ（中国）、USCG、黒海MOU（ロシアが代理出席）、カリブ海MOU（ケイマン諸島が代理出席）、インド洋MOU（豪州が代理出席）、パリMOU（カナダが代理出席）、南米MOU（チリが代理出席）



2. 主な審議事項

（1）パナマの加盟当局資格

第26回PSC委員会（2015年）にて準加盟当局として認められたパナマに

については、前回のPSC委員会において3年間に亘る準加盟当局としての活動がMOUに定められた基準に適合したものであることが認められ、同委員会後にパナマから加盟当局資格付与の申請がなされました。これを受けて本年4月に実施された現地調査チーム（中国、ニュージーランド、シンガポール及び事務局により構成）の調査結果等に基づき、加盟国基準に完全に適合していることが確認され、**21番目の正式加盟当局として全会一致で承認**されました。パナマが加盟当局となったことにより、関連する「ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定」（MOU）の改正も採択されました。

（2）第3回パリMOU・東京MOU合同閣僚宣言のフォローアップ

一昨年5月3日及び4日にバンクーバーにて開催された標記第3回パリMOU・東京MOU合同閣僚会議において採択された閣僚宣言に盛り込まれた31の行動計画について、そのフォローアップ状況等に関する審議が行われました。このうち、ばら積み貨物の輸送の安全の確保向上策として、荷送り人等関係者に対する教育プログラム用の冊子等について審議されたほか、旗国船舶の安全を確保するために旗国当局を支援することを目指したSOLAS条約第I章第4規則に基づく船舶の検査ガイドライン案について審議が行われました。今後PSC委員会においてフォローアップ作業の進捗状況についてさらにアップデートしていくことが再確認されました。

（3）集中検査キャンペーン

2018年に実施したMARPOL条約附属書VIに関する集中検査キャンペーンの結果が報告され、同キャンペーンの報告書が承認されました。同報告書の概要については、近日中に別途リリースの予定です。

また、2020年の集中検査キャンペーン（復原性全般：パリMOUと合同実施）に関する質問票等の準備状況について報告・審議が行われるとともに、2021年にパリMOUと合同で実施する「STCW」に関する集中検査キャンペーンの準備状況が報告されました。

さらに、2022年については、「火災安全」をテーマにパリMOUと合同で集中検査キャンペーンを行うことが合意されました。

（4）遠隔フォローアップ検査の審議

PSC検査において、遠隔フォローアップ検査（証拠書類等をもとにPSC検査官の立会なしに実施するフォローアップ検査）について審議が行われた結果、各当局の判断により、指摘された欠陥の改善について適切で信頼できる証拠がある場合に、特定の環境の下に、実際にPSC検査官が訪船することなく、欠陥の改善状況を検証しPSC検査を結了するスキームを試験的に実施することが合意されました。なお、本件についてはあくまでも当局の判断で行うものであることが強調されました。

（5）技術協力プログラム

技術協力プログラムの実施状況について報告が行われ、所期の目的を果たし確実に実施されていることが確認されました。また、技術プログラムに対する支援について**日本財団へ改めての謝意が表明**されました。また、加盟当局に対して技術協力プログラムの支援及び協力への感謝が表明され、また、事務局の技術協力プログラムの運営及び調整についても謝意が表明されました。

3. 次回会合

次回会合（第31回会合）は、2020年11月16～19日に済州島（韓国）にて開催の予定です。なお、例年と同様にPSC委員会に先立ち、11月12・13日に技術作業部会（第14回会合）を開催する予定です。

お問合せ先

（公財）東京エムオウユウ事務局

03-3433-0621

担当：久保田、川井

Editor's note

東京MOU：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定

(Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region) の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2019年10月17日現在、以下の21の当局がメンバーとなっている。また、メキシコが準メンバーとなっているほか、6の当局及び9のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター (APCIS) はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港 (中国)、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ (今回の会合にてメンバーとして承認)、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

準メンバー：メキシコ

オブザーバー：北朝鮮、マカオ (中国)、サモア、ソロモン諸島、トンガ、USCG、IMO、ILO、パリMOU、インド洋MOU、黒海MOU、リヤドMOU、カリブ海MOU、アブジャMOU、南米MOU (Viña del Mar Agreement)

ポート・ステート・コントロール (P S C)：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住条件に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分 (detention) を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

集中検査キャンペーン：新たに導入された要件等テーマを特定して通常のP S C検査に加え、年1回3か月間にわたり集中的に実施する検査キャンペーン。

東京MOUが実施している研修訓練事業

日本財団の御支援を得て以下の事業を実施。

一般研修：初任や暫く業務から離れていたP S C検査官を対象にした全般的な研修で、日本政府 (国土交通省海事局) の全面的なご協力により、毎年日本で実施している。座学 (2週間) と訪船実習 (2週間) で構成され、P S Cの基礎を習得させることを目的としている。域内途上国を中心に毎年十数が参加するほか、IMOの資金援助により他のP S C組織 (パリMOUを除く。) からも参加している。

専門家派遣研修：経験豊富なP S C検査官を加盟当局に派遣し、現地で座学・訪船実習等の研修を実施する事業。

P S C検査官交流研修：P S C検査官を他の加盟当局の検査に実際に参加させ、自国の実施方法等との相違等について意見交換をさせることにより、P S C検査方法の統一を図ることを目的とした研修。

セミナー：新たに導入された条約等の要件や集中検査キャンペーンのテーマ等最新のP S Cに関する知識を習得させるための研修で年1回実施している。

専門研修：特定のテーマについて専門知識を習得させるための研修で2年に1回実施している。